

第 53 回財務省 NGO 定期協議質問書

議題 1：IMF 世界銀行年次総会における「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ」アジェンダのフォローアップについて

提案者：(特活) オックスファム・ジャパン 山田太雲

背景：

10月に東京で開催された IMF 世界銀行年次総会において、我が国は世銀とともに、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）に関する公式セミナーを開催した。経済危機の影響でミレニアム開発目標達成のための資金フローが停滞を見せ、過去 12 年の成果が失われる恐れが指摘される中、また、2016 年以降の国際的な開発枠組み（「ポスト 2015」）の構築に向けて、「包摂的な成長」の実現にむけた具体的な政策処方箋に各国の関心が集まる中、「すべての人が、貧困のリスクに晒されずに必要かつ適切な保健医療サービスにアクセスできる」（WHO による UHC の定義）状態の実現を目指す議論を、各国財務大臣が集う年次総会で喚起した日本政府のリーダーシップを、市民社会は高く評価している。

国内外の市民社会組織はこの機会を捉え、独自のセミナーを開催し、権利ベースの視点に立った UHC への提言を行った（セミナーの案内は添付資料を参照されたい）。また、今次総会は保健医療問題に精通しているジム・ヨン・キム総裁の着任後初の総会でもあったため、40 カ国・110 団体による共同書簡を総裁に提出し、UHC の実現に向けた世界銀行の積極関与に向け、以下の行動をとるよう訴えた。（書簡については添付資料を参照されたい）。

- 医療費の窓口負担の廃止を積極支援
- 公的資金の拡大を奨励し、政策アドバイスにおける民間セクター偏重の是正
- 世銀の保健関連プログラムにおいて、最貧層への裨益を重視する
- 国家保健政策の策定プロセスに市民社会が参画できるよう積極支援
- WHO など他の国際保健機関と連携し UHC アジェンダを促進

世界銀行は途上国の保健システム強化に関して積極的な役割が期待されており、市民社会は世銀における今後の議論の成り行きに注目している。

以上の認識に基づき、今次総会のホスト国であり、影響力の強い理事国としての、日本政府の見解を伺いたい。

質問：

1. 総裁宛の書簡にまとめられた要請内容に対する、日本政府の見解を伺いたい。
2. 世銀における UHC アジェンダを前進させるために、フォローアップの行動を計画しているか。それはどのようなものか。
3. 世銀と日本政府の UHC に関する共同研究に関するアップデートや、今後の予定について伺いたい。研究成果が実際に世銀や各国の保健政策の参考とされるために、何らかのプロモーション活動を企

画しているか。

4. オックスファムとしては、IDA 第 17 次増資交渉のテーマの一つに UHC を含むことを日本政府として働きかけることを期待している。その理由は、以下のとおり：
- 東京総会でのモメンタムの継続・加速。
 - 保健 MDGs の達成、援助依存の低減、途上国の財政的持続可能性の確保のためには、IDA による衡平な保健システム構築への支援が不可欠。
 - ポスト 2015 アジェンダは、IDA による保健支援なしには実現できない。

この要望に対する、日本政府の見解を伺いたい。

議題 2：世銀による農業投資における、土地収奪抑止策について

提案者：森下麻衣子（オックスファム・ジャパン）

【背景】

食料不安やバイオ燃料への関心の高まりを背景に、農地利用を目的とした途上国への農業投資が近年急速に増加している。これらの投資の一部には、途上国の貧しい農民の強制的な立ち退きを伴うものが見られており、「土地収奪」といわれる深刻な問題となっている。過去 10 年間で売買された土地の総面積は、日本の国土面積の 6 倍に相当し、現在の飢餓人口を上回る約 10 億人を養う規模の食料生産が可能だと指摘されている。また、気候変動による異常気象などの影響も相まって食料価格高騰の傾向が継続する中、農地争奪の動きは今後さらに加速する可能性もある。

現在、G8 ラクイラ・サミットを機会に日本政府が主導し、世界銀行などの国際機関が中心となり合意した「責任ある農業投資原則（PRAI）」がある。しかし、その内容は世界銀行のセーフガード規制に照らし合わせても十分でないとの市民社会からの指摘がある。今年 10 月に開催された第 39 回国連食料安全保障委員会（CFS）では、権利、生活 及び資源を尊重する責任ある農業投資の原則を議論する 2 年間の協議プロセスを承認され、PRAI などの既存の取り組みを踏まえながらより包括的な議論とガイドラインへ向けた取り組みが始まっている。

【経緯】

2012 年 10 月 4 日、オックスファムでは「私たちの土地、私たちの命（Our Land Our Lives）」と題された調査報告書（報告書本文：添付文書①／日本語要旨：添付文書②）を発表し、土地収奪という問題の規模と緊急性を指摘し、世界銀行グループに対し、投資機関として、またこうした案件における世界的な基準設定機関としての立場を踏まえ、大規模な土地取引を伴う農業投資案件を一時的に凍結し、その期間に投資案件の基準や政策を見直すことを呼び掛けた。

<http://www.oxfam.org/en/grow/policy/%E2%80%98our-land-our-lives%E2%80%99>

これに対し世界銀行は同日発表した、プレスリリースで、問題意識の多くを共有するものの、対策としてのモラトリウムには賛成できないと返答した。

(<http://www.worldbank.org/en/news/2012/10/04/world-bank-group-statement-oxfam-report-our-land-our-lives>)

以後、2012年10月8日～13日に東京で開催された世銀 IMF 年次総会でも対話は継続され、土地収奪に関するオックスファム主催の CSO セミナーでは、世銀副総裁レイチェル・カイト氏との意見交換が行われたほか、一連のサイドミーティングにおいても、日本理事室理事代理の高村泰夫氏を含む、各国代表理事との意見交換が持たれた。その中では、モラトリウム実施の範囲や（全ての農業投資案件の凍結ではなく、大規模な土地取引を含む農業投資案件のみであること）具体的方法について、またモラトリウム以外でも世界銀行として実施できる追加的的具体策などが話し合われた。世界銀行からはオックスファムに対し、対話継続の意思が表明されている。

【質問】

1. 深刻かつ緊急を要する土地収奪の問題に関して、世界銀行が果たすべき役割と導入可能な具体策について、世界銀行の代表理事を務める日本政府（財務省）としての見解を伺いたい。
2. 提案されている世界銀行グループの大規模な土地取引に関連する農業投資案件の一時凍結に関する日本政府（財務省）の見解を伺いたい。
3. 導入可能なその他具体策としてのオックスファムによる以下の各提案について日本政府（財務省）の見解を伺いたい。
 - ① 世界銀行グループの大規模な土地取引案件に関するポートフォリオを公開すること。
 - ② 世界銀行の土地管理プログラムを独立評価グループ（Independent Evaluation Group）による評価の対象とすること。
 - ③ 世界銀行の投資環境に関するアドバイザリー業務の中において（例えば Doing Business Index）、土地の権利に関するガバナンスを重視していくこと。
 - ④ セーフガード見直しのプロセスの中で、先住民および影響を受けるコミュニティーの住民に対して「自由で事前の、十分な情報を与えられた上での合意（Free Prior and Informed Consent）」を認めること。
 - ⑤ リスク分析、透明性、情報開示規定、デューデリジェンスなどに関して、世界銀行が直接行うプロジェクト融資と同等の基準を間接的なプロジェクト融資にも反映可能にするために、世界銀行がとるべき具体的手段について。

議題3：世界銀行の第17次 IDA 増資とセーフガード政策改訂について

提案者：田辺有輝・「環境・持続社会」研究センター(JACSES)

背景：

2013年2月より第17次 IDA 増資交渉の開始が予定されている。過去の IDA 増資では、セーフガード政策強化やインスペクションパネル設置等に向けて、一定の影響があったと理解しているが、第17次 IDA 増資交渉に向け、現在、世界銀行で改訂中のセーフガード政策に対する日本政府の考え方について、議論させて頂きたい。

質問：

1. 2012年11月12日～15日、コートジボアールのアビジャンで、第16次IDA増資の中間レビュー会合が開催され、第17次IDA増資交渉についても議論が行われたと聞いている。その議論の概要と日本政府の発言内容を教えて頂きたい。
2. 第52回財務省NGO定期協議では、財務省の杉浦補佐より「我々としてもセーフガードポリシーは世銀をはじめ国際的な開発金融機関が有している付加価値の一つであると認識しており、基準を低下させるべきではないと考えている。」とのご発言があった。第17次IDA増資交渉においても、この点を確保することを増資の条件として提示して頂きたいと考えているが、財務省の見解を伺いたい。
3. 2012年10月10日、世界銀行事務局より、セーフガード政策のアプローチペーパーが公開され、改訂方針の一つとして他の多国間開発銀行（MDBs）等のセーフガード政策との整合性を確保すること（Para. 27 参照）があげられている。例えば、アジア開発銀行のセーフガード政策では、以下のよう
に世界銀行のセーフガード政策よりも進んだ点があり、世界銀行も新しいセーフガード政策において取り入れるべき基準であるとする。財務省の見解を伺いたい。
 - 案件実施中の環境・社会影響に関するモニタリングレポートの公開（ADB, Safeguard Policy Statement, Policy Principles, Environment-7, Involuntary Resettlement-12, Indigenous Peoples-9）
 - カテゴリー A 案件の環境影響評価報告書の理事会承認 120 日前公開（ADB, Safeguard Policy Statement, Para. 53）
 - 現地の苦情処理メカニズムの設置（ADB, Safeguard Policy Statement, Para. 59）

議題4：地球環境ファシリティ（GEF）の活動における市民参加・連携の強化について

提案者：高木仁三郎市民科学基金 アジア担当プログラムオフィサー 村上正子

背景：

地球環境ファシリティ（GEF）の第43回評議会が、11月にワシントンDCで開催された。前日には、GEF評議会とGEF NGOネットワーク（120カ国、500団体加盟）の協議が行われ、8月にCEO（最高経営責任者）に就任した財務省元副財務官の石井菜穂子氏との意見交換も実施された。石井氏からは、地球規模の環境問題の対処における「緊急的な変革の必要性」とともに、複数の国際環境条約の資金メカニズムであるGEFの役割を「戦略的に位置づけることの重要性」が示され、GEFの活動におけるCSOとのパートナーシップの強化・改善を図る上での、現行の政策や手続きの評価及び適合の実施について、前向きな姿勢が表明された。ネットワークからは提示されたビジョン2020への歓迎やその協力への意思が示された。協議及び評議会の開催中、アジア、アフリカ、中東などプロジェクト実施国のCSOからは、各国政府が実施するGEF関連のプロジェクトにおいて、市民参加が形式的なものにとどまり、意思決定に関与できていない現状などが報告された。

【質問】

1. GEFの「市民参加」に関する政策は、1996年に採択されて以来、改訂されていない。今回 GEF NGO ネットワークから、政策のレビューと改訂作業を1年程度かけて実施するよう要請があった¹。そのプロセスとして、(1) GEF のプロジェクトにおける CSO 関与のベストプラクティスの経験や教訓のレビュー (2) GEF の実施・執行機関における市民関与の政策や実施状況に関する情報収集・分析 (3) 主要ステークホルダーとのコンサルテーションを実施した上で、(4) 政策の適合やガイドラインの策定における勧告をまとめることなどが提案された。この必要性や実施の方策について、財務省のお考えをお聞かせいただきたい。
2. 現行の市民関与の政策では、各国政府が国の優先順位と一致するプロジェクトの特定といった早期の段階で、CSO の参加を促進することが求められている。しかし実際には、各国の CSO からプロジェクトへの関与が困難であることが報告されている。早期の段階での CSO の参加を実現するために、例えば、国別ポートフォリオ策定作業 (NPFE) における市民参加やプロジェクトに関する情報へのアクセスなどについて、政策において明確に位置づけることなどが有効ではないかと考えるが、財務省のお考えをお聞かせいただきたい。

議題5：世界銀行・ADB の対ビルマ（ミャンマー）延滞債務解消と新規融資について
提案者：松本 悟（メコン・ウォッチ／法政大学）

第50回定期協議では日緬二国間の債務を中心に対ビルマ（ミャンマー）延滞債務解消について議論をした。今回はMDBs（世界銀行とADB）に焦点を当てる。2012年10月のIMF・世界銀行東京総会の際に、対ビルマ（ミャンマー）支援に関する国際会議が開かれ、MDBs に対する延滞債務を日本の国際協力銀行のブリッジローンを使って解消するとの報道がなされた。その後、世界銀行は対ビルマ（ミャンマー）暫定戦略ノート（ISN、18ヶ月間）を、ADBは対ビルマ（ミャンマー）暫定国別パートナーシップ戦略（ICPS、2012-14年）をそれぞれ発表した。こうした動向を踏まえて以下に質問したい。

質問1. ビルマ（ミャンマー）が抱える世界銀行（約4億ドル）及びADB（約5億ドル）への延滞債務帳消しの方法として国際協力銀行のブリッジローンが検討されているという報道は事実か。事実だとするならば、国際協力銀行法第11条に挙げられた「業務の範囲」のいずれに該当しているのか。

質問2. かつてのベトナムの例から類推すると、ブリッジローンを使って延滞債務が解消された直後に、IMF・世界銀行及びADBから新規融資が供与されると考えられるが、今回のビルマ（ミャンマー）のケースでも同様であると理解してよいか。その場合、供与される資金はどのような用途に使われるものになるのか。

¹ 提案されたスケジュールは以下の通り。2013年5月までにCSO関与における経験やベストプラクティスの照合作業及び現行政策のレビュー、各国政府やCSOとの協議。6月の第44回評議会において上記作業による結果や勧告のレビューを行うワークショップ開催。11月の第45回評議会までにガイドラインや政策改定の提案をまとめる。

質問3. 新規融資が供与される場合、ISN や ICPS はどのように活かされるのか。

質問4. ISN にも ICPS にも住民や少数民族の土地に対する権利に関する記述がない。最近ビルマ（ミャンマー）中部でビルマ国軍関連企業と中国企業が共同で開発中のレパダウン銅山をめぐる不当な土地収用などを抗議していた地元住民や僧侶らが治安当局によって強制排除されるという事件が起きた。世界銀行の融資再開が与えるインパクトを考えると、土地をめぐる住民や少数民族の権利の保護、それを踏まえた土地紛争の公正な解決のための法制度を融資再開前に整えておくべきだと考えるが、財務省の見解を伺いたい。

議題6：JBICの原発融資について～リトアニア原発建設を例に

提案者：Andrey Ozharovskiy（国民投票運動・リトアニア）

国際協力銀行（JBIC）による原発輸出への投融資（特に候補の一つとなっているリトアニアの原発建設に対する投融資）について、以下の点を質問したい。

質問1. 財務省及びJBICは、リトアニアの原発建設事業について、これまでどのような調査を行ったか。

質問2. リトアニアで行われた国民投票で、リトアニア国民は原子力発電所建設の新設を行わないことを決めた。これにより、これまで取りざたされてきたように、リトアニアでの原発建設を日立製作所が受注できるよう日本政府が後押しすれば、日本や日本の経済界への国際評価を落とすことにもなりかねなくなった。財務省及びJBICは、リトアニア原発建設に関する国民投票結果について、どのように理解しているか。財務省は以上の状況でも、リトアニア原発計画へのJBICの融資を認めるか。

質問3. リトアニアで原発建設のJBIC融資に関して、以下の問題点・懸念点がある。日本が原発を輸出する計画を検討する際、財務省はこのような問題点・懸念点を考慮するか。

3-1. 倫理上の問題：

日本国内では原発を新設しないのに、その一方で日本の政府機関が原発輸出を後押しするようなことになれば、国内で使えないような危険な技術を輸出する「ダブルスタンダード（二重基準）」を免れなくなる。これでは、「誠実で信頼できる」という日本の経済界、そして日本国民全体に対するこれまでの評価に傷がつくことにもなりかねない。原発輸出への財政支援を決める際に、日本政府や財務省が、こうした倫理上の問題や国際評価に配慮するか。

3-2. 技術上の問題：

福島原発事故は、沸騰水型原子炉に対して強い危険信号を発した。改良型沸騰水型軽水炉（ABWR）の輸出を促進すれば、危険な技術の輸出を促進していると思われるだろう。このことを財務省は承知しているか。

3-3. 財政・資金調達上の問題：

財務省は、レイモンダス・クオディス国家銀行（Lietuvas Bankas）総裁が行った、原子力発電所がリトアニア経済に与える悪影響についての調査を把握しているか。

Raimondas Kuodis

<http://ekonomika.org/>

Report:

http://neris.mii.lt/~ekonomika/Econlib/rk_AE_mitai.pdf

http://neris.mii.lt/~ekonomika/Econlib/rk_least_cost_energy.pdf

※レイモンダス・クオディスは、原発建設に必要な融資額や利率、「凍結資金」により、リトアニア経済が痛手を受けるとしている。融資額の規模と長期の資金調達（建設費が巨額で、建設に長期間にわたること）が、リトアニア経済の重圧になるとのことである。

3-4. 金融リスクの問題：

財務省は、以下の金融リスクをどう評価しているか。計画の遅延、費用増大、中止のリスク評価がきちんと行われているか。

- ・ 建設の遅れ（オルキルト原発3号機やフラマンヴィル原発3号機の欧州加圧水型炉（EPR）のように）
- ・ 建設費の増大（オルキルト原発3号機やフラマンヴィル原発3号機のEPRのように）
- ・ 建設の中止

質問4. 財務省・JBICは、原発建設への投融資（リトアニア原発に限定せず）に際して、安全性、安全保障をどのように考慮されているか。

質問5. 財務省・JBICは、原発建設への投融資（リトアニアに限定せず）に際して、投融資を実施しない条件は何か。